



接続約款変更認可申請書

東相制第 13-0104 号
平成 26 年 1 月 21 日

総務大臣
新藤 義孝 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくくにしんじゅくさんちようめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅之

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成26年4月1日から実施します。
------	---------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

月額

区 分		単位	料金額	備考
(1)~(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(9) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	ア 10Mbit/s から100Mbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	5,605円	
	イ 200Mbit/s から1Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,047円	

2-1-1-2 (略)

2-1-2~2-6-2 (略)

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1中継局イーサネットスイッチごとに月額

区 分		料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	250,000円	

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

月額

区 分		単位	料金額	備考
(1)~(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(9) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	ア 10Mbit/s から100Mbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	4,984円	
	イ 200Mbit/s から1Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	8,654円	

2-1-1-2 (略)

2-1-2~2-6-2 (略)

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1中継局イーサネットスイッチごとに月額

区 分		料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	280,833円	

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサ ネット フレー ム伝送 機能	LAN型通信網 により通信路の 設定及び伝送を 行う機能(都道府 県の区域におけ る通信に係るも のに限ります。)	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	118,162円
		20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	157,923円
		30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	187,321円
		40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	211,311円
		50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	232,148円
		60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	250,281円
		70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	267,063円
		80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	282,493円
		90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	297,021円
		100Mbit/sの符合伝送が可能なもの	310,198円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	415,382円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	493,080円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	556,811円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	611,530円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	660,842円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	705,648円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	746,850円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	784,898円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	821,143円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,104,744円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,315,801円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,490,812円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,643,295円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,780,006円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,905,003円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,020,988円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,129,764円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,232,232円		

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサ ネット フレー ム伝送 機能	LAN型通信網 により通信路の 設定及び伝送を 行う機能(単位料 金区域における 通信に係るもの に限ります。)	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	181,528円
		20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	242,586円
		30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	287,719円
		40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	324,544円
		50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	356,523円
		60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	384,347円
		70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	410,095円

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサ ネット フレー ム伝送 機能	LAN型通信網 により通信路の 設定及び伝送を 行う機能(都道府 県の区域におけ る通信に係るも のに限ります。)	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	99,767円
		20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	132,844円
		30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	156,615円
		40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	176,509円
		50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	193,302円
		60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	208,543円
		70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	222,234円
		80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	234,761円
		90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	246,513円
		100Mbit/sの符合伝送が可能なもの	257,490円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	342,827円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	405,676円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	457,281円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	501,907円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	541,492円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	577,588円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	610,969円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	641,637円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	670,753円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	899,494円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,069,688円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,211,190円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,334,856円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,445,727円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,547,293円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,641,492円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,730,262円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,813,605円		

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサ ネット フレー ム伝送 機能	LAN型通信網 により通信路の 設定及び伝送を 行う機能(単位料 金区域における 通信に係るもの に限ります。)	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	182,473円
		20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	242,944円
		30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	286,392円
		40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	322,747円
		50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	353,427円
		60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	381,270円
		70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	406,276円

	80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	433,765円	
	90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	456,051円	
	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	476,259円	
	200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	637,494円	
	300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	756,495円	
	400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	854,033円	
	500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	937,724円	
	600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,013,107円	
	700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,081,566円	
	800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,144,486円	
	900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,202,559円	
	1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,257,863円	
	2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,689,741円	
	3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,010,149円	
	4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,275,168円	
	5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,505,569円	
	6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,711,737円	
	7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,899,905円	
	8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,074,224円	
	9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,237,467円	
	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,391,016円	

2-7~2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区分	単位	料金額	備考	
(1) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網(専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した交換及び伝送を行う機能(SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	1,248,594円	

	80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	429,154円	
	90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	450,613円	
	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	470,654円	
	200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	626,374円	
	300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	740,954円	
	400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	834,965円	
	500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	916,207円	
	600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	988,229円	
	700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,053,867円	
	800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,114,540円	
	900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,170,247円	
	1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,223,118円	
	2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,637,622円	
	3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,945,020円	
	4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,199,930円	
	5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,422,211円	
	6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,621,085円	
	7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,802,936円	
	8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,971,310円	
	9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,129,753円	
	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,278,266円	

2-7~2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区分	単位	料金額	備考	
(1) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網(専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した交換及び伝送を行う機能(SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	1,367,283円	

(2) 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7-2欄で接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	1ポートごとに月額	<u>5,187,500円</u>	—
(3)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機接続ルーティング伝送機能	IGSを経由して、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	<u>1.4813円</u>	—
		1秒ごとに	<u>0.011947円</u>	—

(2) 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7-2欄で接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	1ポートごとに月額	<u>5,291,667円</u>	—
(3)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機接続ルーティング伝送機能	IGSを経由して、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	<u>1.1528円</u>	—
		1秒ごとに	<u>0.009886円</u>	—

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、平成26年4月1日から実施します。